

日本ライフセービング協会 認定審判員規程

(目的)

本規定は、認定審判員規程について必要な事項を定めライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。

(任務)

第1条 認定審判員は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の競技規則により、本協会が主催または公認する競技会の審判をすることを任務とする。

(心得)

第2条 認定審判員は、常に競技規則を研鑽するとともに、自らの審判技術の向上を図り、競技会において公平かつ厳正なる審判をしなければならない。

2項 認定審判員は、積極的に審判員として競技会に参加し、円滑な運営に協力するよう努めなければならない。

(資格)

第3条 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または高校生会員は、認定審判員となり得る資格を有する。ただし、当該年度および4月1日において満16歳に達したものとする。

(種別)

第4条 認定審判員は、S級、A級、B級、C級の4種とする。

(1) S級認定審判員

熟練した審判技能と経験を有する者で、本協会が主催または公認する競技会において上訴審判員ができる者、およびC級認定審判員養成講習会の講師ができる者。

(2) A級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において審判長を行う技能と経験を有する者。

(3) B級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において競技別審判長を行う技能と経験を有する者。

(4) C級認定審判員

本協会が主催または公認する競技会において審判を行う技能と経験を有する者。

(資格の認定)

第5条 S級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める条件を満たした者から本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

2項 A級およびB級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める条件を満たした者が申請を行い、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

3項 C級認定審判員は、別に定める条件を満たした者がC級認定審判員養成講習会を受講し、本協会競技運営・審判委員会が認定審判員として相応しいと認めた者を理事長が認定する。

4項 前各項目により認定された者は、所定の手続きの完了及び別に定める登録料を合格時に納入しなければならない。また、更新登録料は、初回登録料と同一とする。

(資格の任期)

第6条 認定審判員の任期は、認定された年度を除き2年とする。ただし、認定された年度の資格は保有する。

(資格の更新)

第7条 審判員は、任期中に1回は競技運営・審判委員会が開催する研修会に参加しなけれ

ばならない。

- 2 項 審判員は、任期中に 1 回は本協会主催または公認する競技会に審判員として参加しなければならない。ただし、本協会が特別に審判員以外の役職を依頼した場合は、これに参加したとみなすことができる。
- 3 項 2 項において、やむを得ない理由で任期中にその任にあたらなくても、本協会の競技の普及・発展に特別に寄与したと本協会競技運営・審判委員会が認めた者は資格の更新ができる。

(資格の失効)

第8条 認定審判員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、審判員の資格を失効するものとする。

- (1) 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または高校生会員でなくなったとき。
- (2) 認定審判員の登録料を納期までに納入しないとき。
- (3) 本協会や審判員の体面を汚すような行為があったとき。
- (4) 任期中に特別な理由なく、その任にあたらぬとき。

(資格の復権)

第9条 第8条により資格を失効した後、復権を希望する者は、C級認定審判員養成講習会を再受講(合格)し、かつ復権申請書(別紙)を提出することにより復権が認められる。

- 2 項 復権後の種別は、失効前と同等とするが、失効前の審判員活動履歴はすべて削除される。
- 3 項 復権後の任期は復権した年度を除き2年とする。ただし、復権した年度の資格は保有する。

(審判員の証明)

第10条 認定審判員は、本協会が定める認定審判員証を所持し、所定の服装を着用して競技会の審判にあたるものとする。

(規定の改廃)

第11条 本規定の改廃は、理事会の議決による。

附則

1994年1月	制定
2004年2月	改正
2007年3月	改正
2008年5月	改正
2009年4月	改正
2017年2月	改正

日本ライフセービング協会 認定審判員規程細則

第1条 認定審判員規程第5条に関するS級、A級、B級認定審判員となる条件は、以下の通りとする。

S級認定審判員

A級認定審判員取得者で、本協会が主催する競技会において審判長、または競技別審判長を経験したか、またはそれと同等の経験があること。

2項 A級認定審判員

(1) B級認定審判員取得後、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として10回以上参加し、競技別審判長として3回以上参加していること。

(2) 競技運営・審判委員会により(1)項目と同等の技能と経験があると判断された者は、(1)は免除される。

(3) 昇格申請書（別紙）を記入の上、レポートとともに提出すること。

(4) 前各項目の条件とともに本協会競技運営・審判委員による面接を受けること。

3項 B級認定審判員

(1) C級認定審判員資格を取得後、本協会が主催または公認する競技会に、審判員として15回以上参加し、さらにオーシャン競技およびプール競技にそれぞれ5回以上参加していること。

(2) 競技運営・審判委員会により(1)項目と同等の技能と経験があると判断された者は、(1)は免除される。

(3) 昇格申請書（別紙）を記入の上、レポートとともに提出すること。

第2条 昇格の申請は、原則として毎年2月末日までに行うこととし、毎年3月に競技運営・審判委員会によって審査される。

第3条 認定審判員規程第5条3項に関するC級認定審判員養成講習会の内容は、以下の通りとする。

内 容	時 間
認定審判員制度、総論	40分
総則	40分
オーシャン競技	90分
プール競技・SERC競技	40分
競技役員	30分
競技器材の規格	15分
競技会における安全対策	15分
合計（講義）	4時間30分
（試験）	45分

2項 筆記試験は、選択または記述式で30問とする。

3項 筆記試験において30問中24問以上正解した者を合格者とする。

4項 C級認定審判員養成講習会の講師は、S級認定審判員および競技運営・審判委員の中から競技運営・審判委員長が委嘱する。

第4条 認定審判員規程第5条4項に関する認定審判員の登録料は、1,000円（認定された年度を除き2年間有効）とする。

2項 C級認定審判員養成講習会の受講料は、1,000円とする。

3項 C級認定審判員養成講習会の講師謝金は、一日（3時間以上）12,000円、半日（3時間未満）6,000円とする。

但し、交通費は別途実費とする。

第5条 本規程の改廃は、競技運営・審判委員会の議決による。

附則

1994年1月	制定
2004年2月	改正
2007年3月	改正
2008年5月	改正
2009年4月	改正
2017年4月	改正

A 級・B 級審判員昇格申請書

(※申請する級を丸で囲んでください)

写真を
貼付
5×5cm
または
パスポートサイズ

フリガナ 氏名			男 ・ 女
生年月日	19	年	月 日生
住所	〒		
電話		FAX	
eメール アドレス			
資格取得 年月日	C 級	平成	年取得
	B 級	平成	年取得
レポート	下記のテーマについてレポートせよ。A4レポート用紙2枚以上。 A 級申請者：審判長の役割について B 級申請者：競技別審判長の役割について		

上記の通り、A 級・B 級認定審判員の昇格を申請致しますので、審査をお願い致します。

平成 年 月 日

日本ライフセービング協会 競技運営・審判委員会 殿

申請者 _____ 印

認定審判員資格復権申請書

(※申請する級を丸で囲んでください)

写真を
貼付
5×5cm
または
パスポートサイズ

フリガナ 氏名				男 ・ 女
生年月日	19	年	月	日生
住所	〒			
電話			FAX	
eメール アドレス				
失効した 資格	S級	A級	B級	失効した 年度
失効後の C級取得	平成	年	月	日(会場:)

上記の通り、S級・A級・B級認定審判員資格の復権を申請致します。

平成 年 月 日

日本ライフセービング協会 競技運営・審判委員会 殿

申請者 _____ 印